

菰野町子どもの権利条例（素案）

人は全て生まれながらに自由であり、全ての人とは等しく、それぞれが持つ個性を尊重され、幸福の追求を妨げられない権利がある。特に子どもは、将来に向けての自分自身の持つ可能性を最大限に発揮するため健全な心身の成長と発達をする機会が確保されるよう大人に対して求める権利がある。また、子どもが菰野町はもちろん社会全体の次代を担う貴重な存在であることから、大人には子どもの権利を守る責務がある。全ての子どもが真に健やかに成長をすることができるそのときに向け、菰野町と菰野町民が先進的で主導的な地位に立つことを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利を保障するための大人の責務と、子どもの権利の保障のための菰野町（以下「当町」という。）の仕組みを定め、子どもの権利の保障を全うすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 18歳未満の者及びこれと同じく権利が保障されるべき者
 - （2） 大人 当町、子どもの保護者等、前号に掲げる者以外の全ての者
- （子どもの権利）

第3条 子どもには次の権利があることを確認する。

- （1） それぞれの持つ個性の尊重を求める権利
- （2） その能力に応じて健全な心身の成長と発達をする機会の確保を求める権利
- （3） 必要な保護を与えられる権利、思想と表現の自由及び人格を尊重される権利その他幸福を追求するために必要な全ての権利

（大人の責務）

第4条 大人は、前条に定める権利を侵してはならない。

- 2 大人は、子どもと関わりを持つに当たり、子どもの最善の利益を何よりも優先し、また、子ども自身の意思を尊重する責務を負う。
- 3 大人は、合理的な理由も無く、ある子どもと他の子どもについて異なった扱いをしてはならない。
- 4 大人は、子どもの権利を保障し、人格を尊重するため必要な知識と自覚を持つように

努めなければならない。

(当町の施策)

第5条 当町は、この条例の目的を達成するため、次の措置をとるものとする。

- (1) 大人が、その保護する子どもの監護をするために十分な支援をすること。
- (2) 大人が、子どもの権利を学び理解するための機会を確保すること。
- (3) いじめ、虐待、体罰その他子どもの心身と人格が侵害されることを予防するとともに、現に権利を侵害され、又はそのおそれがある場合に早急に侵害からの救済をするために必要な仕組みを制定し、実施すること。

(委任)

第6条 この条例の施行のため必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。